

第 10 回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成 16 年 1 月 23 日（金）午前 9 時 30 分～午前 11 時 00 分

場 所 生駒市役所 4 階 会議室 401・402

出席者

委 員 風間規男、池田利雄、小川孝太郎、津村貴一、中尾芳巳、前場トモ子、
横井和子

実施機関職員 介護保険課長 木下明、同課保険係長 松本芳樹 同係員 明
石友貴

事務局 文書課長 新谷厚、情報公開室長 川崎寿彦、同室情報公開係長 堀
本慎一

配付資料

- 1 レジユメ
- 2 委員名簿
- 3 諮問個第 9 号諮問書類一式
- 4 諮問個第 9 号の 2 諮問書類一式

議 題

- 1 諮問個第 9 号 電子計算機の結合について
- 2 諮問個第 9 号の 2 電子計算機の結合について
- 3 その他

審議内容

- 1 諮問個第 9 号 電子計算機の結合について

介護保険適正化対策事業に伴い、介護保険課の電子計算機と、奈良県国民健康保険団体連合会の電子計算機を結合することについて

〔結論〕

適当なものと認める。

2 諮問個第9号の2 電子計算機の結合について

介護保険適正化対策事業の電子計算機結合システムを利用し、奈良県国民健康保険団体連合会への情報提供を伝送化することについて

〔結論〕

適当なものと認める。

答申の文言等詳細については、会長と副会長に一任する。

〔審議経緯〕

(1) 議長について

会長が欠席のため、生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会条例第5条第4項の規定により副会長が議長の職務を代理した。

(2) 事務局概要説明

事務局(文書課情報公開室)から、本諮問についての概要説明があった。

(3) 実施機関説明

所管課である介護保険課の職員から、本件についての詳細説明があった。諮問事項2議案について、関連性があるので一括審議をすることの了承が取られた。

(4) 主な質疑等

Q. セキュリティに関して、適正化対策事業では生駒市の適正化対策専用パソコンでデータを直接処理せずに、別のパソコンにFDかMDで移して分析等を行うとのことであるが、諮問第9号の2の事業で、市からの情報は国保連合会のパソコン側でもデータを取り出して作業するのか。

A. 国保連合会も他のパソコンと繋がずに通常の業務パソコンと分けており、予想される伝送日にデータをMD、FDに移動して利用される。

Q. 説明資料2ページの事業概要1～4の情報は、介護保険の利用者が知

っていけばより良い事業所を選ぶことができる判断材料になるので、一般市民に公開しても良いのではないか。

A . 例えば定員超過の情報はどの方がどのサービスを何日間使ったかというような細かい情報であり、市と連合会のやり取りで利用するもので、一般市民を対象にしたものではない。

Q . 2 ~ 4 の情報に個人情報が含まれていない場合は、情報公開すべきではないのか。

A . 基本的に個人情報が含まれるものと理解してほしい。なお、事業者の第三者評価については厚生労働省も指導しているが、適正化対策事業は主に費用の軽減に対するの活用であり、第三者評価とは別なものと考えている。

連合会の情報であるならば別であるが、市が取得した情報が事業者の法人情報であるなら、市の情報公開条例に基づき公開するかどうかは検討の余地があり、公開すれば、利用者が事業者選択の判断材料にすることは可能になるだろう。

Q . 電話回線によるダイヤルアップでの結合は、データを暗号化しないとデータの盗難の可能性があると思うが、スケジュールでは2月9日以降の本稼働に対し、2月以降の暗号化の予定となっているが、暗号化前に結合したいと考えているのか。

A . 1月16日に開催された連合会の説明会で、近日中に暗号化することに決まり、暗号化のシステムを組み入れたパソコンの納入になるため、パソコンの納期が遅れるとの説明があった。

Q . 今回の適正化で事業概要にある情報が取得できるとのことであるが、現状はどうなっているのか。

A . 同様の情報の連合会から市への提供は可能であるが、必要時に連合会

に願い出て作成してもらっている。

Q . 市内の事業者を利用する市外の人情報を把握することは難しいのではないのか。

A . 市外の誰がどのサービスをどれだけ利用したかまでは分からないが、市外の人も含めてどれだけ利用したかが分かるようになるため定員超過が判明する。今回の結合により、スムーズに情報が得られるようになる。

Q . 資料 1 ページの「疑問を持たざるを得ないもの」とは、次に挙げられている 2 つの観点のことか。

A . 介護保険制度の根本になるが、自立を助けるための制度が過剰なサービスになっていないか、その人に合ったサービスが提供されているかどうかについて疑問が生じているのは事実で、今回の適正化対策事業で実態が明らかにされるのではないかと考えている。

Q . 介護保険の事業者への指導権限はどこにあるのか。

A . 書類の提出、監査は市でもできるが、指導権限は県にある。

Q . 参考資料のサービス提供事業者から連合会への請求と連合会からの請求は同じ額か。また、連合会の事業に対して他に市からの支出はないのか。

A . 請求額には過誤分が含まれている場合があるが、基本的には同じである。

なお、連合会へは請求一件当たりの点検・審査・支払事務に対して、手数料を支払っている。

Q . 事業概要下段の医療情報との突合は、事業が開始されるとすぐに行われるのか。また、これによってどういう情報が提供されるのか。

A . 市の事務処理システムを改善しなければならないが、速やかに行いたい。同じ人が介護保険と医療保険の両方を一緒に利用することはないの

で、重複して利用していた場合の情報が提供される。

Q . 連合会へのM Oの持参の方法は車か、電車か。

A . 主に電車による。

Q . 電算結合は結合による公益性と個人の権利利益を侵害しないかが問題であり、住基ネットでもいろいろ話題になっているが、この辺が危険だということはないか。

A . 今の技術で可能な範囲のことをやっている。

Q . 安全性を考慮すれば、専用回線が良いのではないのか。

A . 費用対効果もあるが、インターネット上のA D S Lや光ファイバー等に比べ、処理能力に劣っているものの、セキュリティに優れているダイヤルアップによる電話回線は、専用回線以外で考えられる最も良い方法である。

Q . 情報の漏洩等の可能性として考えられるのは職員による不正であるが、どのような対策を講じるのか。

A . パスワードの管理やI Dの管理等を厳しくし、接続状況や使用状況が判るようにする。

市においてセキュリティ・ポリシーを策定し、各実施機関で情報漏洩や不正アクセスに対して細かく対応する予定である。

この情報は介護事業者にとって入手したい重要な情報であるので、考えられる中で一番安全な方法で実施してほしい。

(5) 審議

次のような意見があった。

データが暗号化された時点で結合されるのは仕方がないと思う。

万全のセキュリティと正確な情報により、利用者ができるだけ有利になるような状況を作っていければいいのではないか。

危険なのは結合している時であるが、生駒市側からの接続になるので、他からデータを持っていかれることは考えにくい。

連合会に情報が集まってくるのだから、この情報を使うべきであり公益性はある。どう活用するかは生駒市しだいであるが、どのようなサービスを利用者が使えばよいかの正確な情報が提供されることを望む。

多少不安な面もあるが、情報化社会には必要なことである。

市でしっかり安全を期し実施してください。

介護保険制度の適正な執行につなげてください。

(6) 答申について

答申については、本日の審議内容を踏まえた上で、会長に報告し、会長と副会長で案を作成し、各委員の確認の上、決定することとした。

会議録については、「案」ができしだい送付するので、ご確認をいただきたい。

3 その他

事務局から、従来特殊法人といわれていた団体が、独立行政法人になったり、地方独立行政法人が設立できるようになることに伴い、国等の情報公開に関する法律や個人情報保護に関する法律が改正されたことにより、本市の条例においてもそれに合わせて文言を一部整理する必要があると思われるので、改正した場合は報告するとの説明があった。